

～このお知らせは、世帯の中に「令和5年12月2日以降に敦賀市へ転入した方」がいる世帯にお送りしています～

物価高騰支援給付金のご案内



以下の条件を満たしている場合のみ、支給対象となる可能性があります。

転入者を含めた世帯全員が、

- **令和6年度住民税所得割（定額減税前）が0円であること**
- **令和5年12月1日時点で住んでいた自治体の※令和5年度非課税世帯等に対する給付金の対象となった世帯主でないこと**
- **住民税課税者の扶養者のみの世帯でないこと**

※住民税非課税世帯に対する7万円の給付金と住民税均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付金を指します。

給付金の支給額

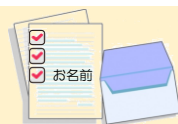
1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

敦賀市が申請書を受理した日から約2～3週間後

給付金の支給手続き

上記の支給対象に該当する場合は、申請書の内容を確認・記入のうえ、必要書類を添付して、返信用封筒で返信してください。



返信期限

令和6年10月31日（木）必着

非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、敦賀市や警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡下さい。



お問い合わせ

敦賀市経済対策世帯給付金コールセンター



0770-22-1180

受付時間 平日8:30～17:15